

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる県立中央病院定期監査の結果

監査公告

監査公告第九十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年年度にかかる県立中央病院の定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員

岸本政嘉
木南貞治
加藤定治
角田健太郎

執行年月日

監査執行箇所 県立中央病院
昭和二十八年三月十三日

中央病院 昭和二十八年三月十三日監査

監査委員 岸本政嘉

前田玄一

木南貞治

監査概況

一 本院は、昭和二十四年二月日本医療団の廃止にとま
ない県に移管されて以来、内容の充実と業績の向上に
努め、二十六年年度の事業収入は約二、八七〇万円で一
五〇万円の繰越金を生じ前途に期待するところ大であ
つたが昨年の鳥取大火に全施設は悉く類焼し一時運営
は挫折したかに見られたが、院長はじめ全職員の努力
により日ならずして鳥取大学に仮診療所を設け不自由
な中に漸次整備を行い、現在同校々舎一棟と校庭に設
けたバラツタ病棟四十八床により診療を実施している
が、他の病院に比較すると施設々備が総ての点に劣つ
ているため当初の業績が揚つていないことは止むを得
ないものと認めた。一方復興計画に基き、生活科学研
究所の設計による鉄筋コンクリート造三階建一五〇床
の新建築は着々と進行し、本年六月末には竣工の運び

となつてゐるが運営については逐次検討を行い開設に遺漏なきを期せられたい。

二 本院は「鳥取県立中央病院処務規程」により運営しているが三部(医務、看護、事務)八十五名の機構と外来入院患者を取扱うという特殊事情により事務量は多く複雑を極めてゐるが、早急に処務細則を制定し職務権限を明確にし事務の簡素化、迅速化を図るべきである。

三 会計事務の組織を合理化し系統的に再編成して能率化簡素化することが緊急と認める。会計事務は所謂官庁経理と云われる單式簿記により行つてゐるが企業体である關係上種々不合理を生じてゐる。独立採算制が原則である以上これを複式簿記により行うことが妥当ではないかと思考するので当局並びに本院関係者の検討を要望する。

四 会計経理その他事務において左記の点改善されたい。
(1) 患者の移送に当り当院備付県有自動車を用いた場合の使用料は別途積立とし部品の小修理に充当して

いるがこれは公会計の正當科目に受け入れるのが至當と認む。

(2) 藥品、衛生材料の購入及び檢收は薬局に専行せしめてゐるが物品の直接出納責任者である県出納員の立会によることが望ましい。

(3) 病院使用料食費弁償金が未收額で整理簿中不明確なものがあつた。なお日々の病院使用料で窓口未收は記録整理してゐるが調定してないのは不適當である。

(4) 過年度収入の整理簿がないので備付け整理を要す。なお過年度未收額一、一八六、二六九円一八の内火災により債務者不明を理由に三一九、六〇六円五七を欠損処分してゐるが出納長任せず処理してゐるのは適當でない。なお欠損処分中三九、四四八円八九収入してゐるが調定復活の上収入すべきである。

(5) 不用品売却代として火災後の古鉄代九六、〇〇〇円を二回払込んでゐるが入札下げが随契で合見積がない。なお二日違いで扨当り二、〇〇〇円の差があるが考究すべきである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町